

# 府中市職員の交通事犯懲戒処分の方針

## 第1 目的

この方針は、一般職の職員（臨時的任用職員を含む。以下「職員」という。）が起こした交通事犯について、懲戒処分等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項の規定による免職、停職、減給若しくは戒告又は服務規律上の措置としての文書訓告等をいう。以下同じ。）を行う場合の取扱いを定めることを目的とする。

## 第2 懲戒処分等の基準

職員が交通事犯を起こした場合、別表に定める基準に従い懲戒処分等を行うものとする。なお、基準例にない非違行為についても懲戒処分の対象になり得るものとし、これらについては基準例に掲げる取扱いを参考に判断する。

## 第3 考慮すべき事項

懲戒処分等の内容を決定するにあたっては、次の事項を考慮するものとする。

- (1) 交通事犯に至るまでの経過と内容
- (2) 事故の状況、内容及び規模
- (3) 過去における交通事犯による懲戒処分の有無
- (4) 社会的影響
- (5) その他考慮すべき事情

## 第4 管理監督職員の責任

職員が交通事犯を起こしたことにより懲戒処分等を受けた場合、当該職員の服務等について管理監督する立場にある職員に対して、懲戒処分等を行う場合がある。

## 第5 内部通報等

### 1 内部通報した職員の保護

非違行為の事実を内部機関に通報した職員は、通報したことにより、いかなる不利益も受けないものとする。

- 2 自ら非違行為の事実を申し出た職員に対しては、懲戒処分等の量定を軽減することができるものとする。

## 第6 処分の加重又は軽減

### 1 処分の加重について

- (1) 職員が行った一連の行為が、複数の非違行為に該当するときは、標準例で規定する最も重い懲戒処分よりも重い処分を行うことができることとする。

る。

(2) 懲戒処分を行う場合において、次のいずれかの事由があるときは、標準例で規定する最も重い懲戒処分よりも重い処分を行うことができることとする。

ア 職員が行った行為の態様が極めて悪質であるとき

イ 職員が管理又は監督の地位にあるなど、その占める職制の責任の度が特に高いとき

ウ 職員が過去に懲戒処分を受けたことがあるとき

## 2 処分の軽減について

懲戒処分を行う場合において、次のいずれかの事由があるときは、標準例で規定する最も軽い処分よりも軽い処分を行うことができるか又は処分を行わないことができることとする。(処分を軽減する場合においては、標準例で規定する最も軽い懲戒処分が、停職の場合は減給、減給の場合は戒告、戒告の場合は文書訓告とすることを原則とします。)

ア 職員の日頃の勤務態度が極めて良好であるとき。

イ 職員が自らの行為が発覚する前に自主的に申し出たとき。

ウ 職員が行った行為の非違の程度が軽微である等特別な事情があるとき。

3 交通事故・交通法規違反関係処分基準中、飲酒運転以外の交通法規のうち「ア 著しい速度超過等の悪質な交通違反をした者」は次の区分に従い、停職、減給、戒告、文書訓告、嚴重注意とする。

a 時速 70 キロメートル以上の速度超過 「減給」(公務中の場合は、「停職」)

b 時速 50 キロメートル以上 70 キロメートル未満の速度超過 「戒告」(公務中の場合は、「減給」)

c 時速 30 キロメートル以上(高速道路にあっては、時速 40 キロメートル以上) 50 キロメートル未満の速度超過 「文書訓告」(公務中の場合は、「戒告」)

d 高速道路における時速 30 キロメートル以上 40 キロメートル未満の速度超過 「嚴重注意」(公務中の場合は、「文書訓告」)

### 附 則

この指針は、平成 18 年 1 月 15 日から施行し、同日以降に処分事由となる非違行為があった交通事犯について適用する。

### 附 則 (平成 19 年 8 月 22 日改正)

この指針は、平成 19 年 9 月 1 日から施行し、同日以降に処分事由となる非違行為があった交通事犯について適用する。

### 附 則 (平成 22 年 2 月 1 日改正)

この指針は、平成 22 年 2 月 1 日から施行し、同日以降に処分事由となる非違行

為があった交通事犯について適用する。

1 交通事故・交通法規違反関係処分基準

H22.2.1改正

非違行為の種類		種類の詳細	処分量定								
			免職	停職	減給	戒告	文書訓告	嚴重注意			
飲酒運転	交通事故 (人身事故を伴うもの)	い 酒酔	ア 酒酔い運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた者	○							
			イ 酒酔い運転で人に傷害を負わせた者	○							
		帯酒 び気	ウ 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた者	○							
			エ 酒気帯び運転で人に傷害を負わせた者(事故後の救護を怠る等の措置義務違反は免職)	○	○						
	交通法規違反	い 酒酔	ア 酒酔い運転をした者	○	○						
			イ アにおいて、物を損壊し、その後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした者	○							
		帯酒 び気	ウ 酒気帯び運転をした者	○	○	○					
	飲酒運転容認			ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせたとき	○	○					
				イ 人に傷害を負わせたとき		○					
				ウ その他の場合		○	○				
飲酒運転以外	交通事故 (人身事故を伴うもの)			ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせたとき	○	○	○				
				イ アにおいて、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした者	○	○					
				ウ 人に傷害を負わせた者			○	○			
				エ ウにおいて、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした者		○	○				
	交通法規違反	その他	ア 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした者(下記の基準による) (ア)時速70km以上の速度超過(公務中の場合は停職) (イ)時速50km以上70km未満の速度超過(公務中の場合は減給) (ウ)時速30km以上(高速道路にあっては、時速40km以上)50km未満の速度超過(公務中の場合は戒告) (エ)高速道路における時速30km以上40km未満の速度超過(公務中の場合は文書訓告)		イ アにおいて、物を損壊し、その後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした者		○	○			
					ウ 無免許運転をした者		○				

(注) 1「酒酔い運転」とは、アルコールの影響によって正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為をいう。

2「酒気帯び運転」とは、身体に道路交通法施行令で定める値以上のアルコールを保有した状態で運転する行為をいう。

3「飲酒運転容認」とは、飲酒状態にあることを知りながら、同乗する、運転を勧める又は運転を止めない等の行為をいう。

4「死亡」には、高度な後遺障害を含む。

5「重篤な傷害」とは、傷害事故のうち、負傷の治療に要する期間が3月以上であるものをいい、「傷害」とは、「重篤な傷害」以外のものをいう。

6「著しい速度超過」とは、法定最高速度を時速30km以上(高速道路は時速40km以上)超過して運転する行為をいう。

## 2 監督責任関係

非違行為の種類	種類の詳細	処分量定			
		免職	停職	減給	戒告
(1) 指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受けた場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた者			○	○
(2) 非行の隠ぺい・黙認	部下職員の非違行為を知り得たにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した者		○	○	